

平成15年度厚生労働科学研究

(子ども家庭総合研究事業)

報告書 (第9 / 11)

- 0030343 主任研究者 高橋重宏
(児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究)
- 20030306 主任研究者 庄司順一
(被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究)
- 20030328 主任研究者 山崎美貴子
(ひとり親(母子)家庭・再婚家庭の実態とその支援方法に関する研究)
- 20030330 主任研究者 水野清子
(保育所の給食システムに関する研究)
- 20030331 主任研究者 福島富士子
(市町村母子保健計画書の数量的分析による計画書改訂の評価)
- 20030332 主任研究者 山口規容子
(地域における子育て支援システムの構築と普及に関する研究)
- 20030333 主任研究者 山本茂
(子どもの発達段階に応じた効果的な栄養・食教育プログラムの開発・評価に関する総合的研究)
- 20030334 主任研究者 新道幸恵
(10代の女性の人工妊娠中絶減少にむけての支援モデルの構築)
- 20030335 主任研究者 藤内修二
(市町村母子保健計画の見直しと推進に関する研究)
- 20030341 主任研究者 松田宣子
(保健師による母子保健活動における児童虐待リスクアセスメントツールの開発)

厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

被虐待児童の保護者への指導法の
開発に関する研究

平成15年度研究報告書

平成16年3月

主任研究者 庄 司 順 一

被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究
主任研究者 庄司 順一（日本子ども家庭総合研究所）

目 次

I. 総括研究報告	主任研究者 庄司 順一 ……119
II. 分担研究報告	
分担研究 1 児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究	分担研究者 庄司 順一 …… 123
1. 子ども虐待への対応の新たな段階に向けて	宮本 信也 …… 127
2. 児童相談所における被虐待児の保護者への指導法の開発に関する研究	才村 純 ほか …… 131
3. 児童福祉施設における保護者への援助のためのガイドラインの作成	庄司 順一ほか …… 149
『乳児院・児童養護施設等における保護者への援助のためのガイドライン』	…… 151
4. 乳児院・児童養護施設における被虐待児童の保護者への援助に関する調査（2）	尾木 まり ほか …… 202
5. ペアレント・トレーニングの実践報告 2 - トレーナー養成講座の試み -	野口 啓示 …… 241
分担研究 2 虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究	分担研究者 武藤 安子 …… 248
I. 総論：子どもの虐待をどのようにとらえるのか	信田さよ子 …… 249
II. 虐待に悩む親との臨床的アプローチによる支援プログラム -V-Aクロスプログラムの概要-	春原 由紀ほか …… 258
III. 虐待に悩む親との臨床的アプローチの有効性 -グループプロセスにおけるメンバーの課題意識の構造-	武藤 安子ほか …… 271
IV. 虐待に悩む親とのアクションメソッド-サイコドラマの展開-	土屋 明美ほか …… 284
V. V-Aクロスプログラムにおける事例研究-「関係発展評価法」の活用	春原 由紀ほか …… 300
VI. 児童福祉施設において保護者との援助関係を維持するための臨床的アプローチ	村松 健司ほか …… 307
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	…… 317

総括研究報告書

被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

主任研究者 庄 司 順 一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

研究要旨

児童虐待は、子どもの心身にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。虐待への対応において今日もっとも重要な課題は、虐待をする保護者への援助方法を確立することであろう。保護者への援助には、①心理的援助（心理療法、カウンセリングなど）、②家庭環境調整やその家庭が必要としている社会資源を利用できるようにするソーシャルワーク、③親子分離後の家族再統合（ペアレンティング）、が必要だと思われる。そこで、本研究においては、これらの研究課題に関して2つの分担研究班を組織し、検討を行った。

分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」（分担研究者：庄司順一）では、次の研究を行った。

第1に、被虐待児童の保護者への援助のあり方を小児精神医学の立場から、総論として論じた。

第2に、児童相談所における保護者への援助、指導のあり方に関しては、先駆的に取り組んできた神奈川県および大阪府の取り組みを参考に、昨年度と同一の事例に対して当研究班で作成したアセスメントシートを用いて再アセスメントと、保護者援助プログラムモデル案による援助プログラムの策定を依頼し、その結果にもとづいてアセスメントシートと援助プログラムモデルを作成した。

第3に、児童福祉施設における保護者への援助に関して、「乳児院・児童養護施設等における被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン」を作成した。

第4に、乳児院、児童養護施設職員を対象に、この「ガイドライン」の必要性、有用性等についての調査を実施した。その結果、このようなガイドラインの必要性およびこのガイドラインの有用性が高い割合で示された。

第5に、保護者援助の施設における親子関係再構築に向けた具体的なプログラムとして児童養護施設神戸少年の町で実践をはじめたコモンセンス・ペアレンティングについて、ペアレント・トレーナーの研修および事例への適用を行った。

分担研究2「虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究」（分担研究者：武藤安子）では、主として、子どもとの関わりに悩み、自ら相談にきた保護者に対する民間相談機関での心理的援助のあり方の検討を行った。

第1に、総論として、子ども虐待をどのようにとらえるかを論じた。

第2に、虐待に悩む親との臨床的アプローチによる援助のフォーマット（支援プログラム）として、「V-Aクロスプログラム」を提示した。これは、語ることを中心としたバーバルセッションVerbal session（マルチプルカウンセリング）と、振る舞いながら気づくアクションメソッドセッションAction Method session（心理劇サイコドラマ）という異なる2つの方法を組み合わせて展開するプログラムであり、1クール10セッションで実施される。

第3に、「V-Aクロスプログラム」の効果を、バーバルセッションにおける発話分析により検討した。

第4に、「V-Aクロスプログラム」のアクションメソッドセッション（心理劇）の実際について論述した。

第5に、「V-Aクロスプログラム」に参加し、終了した2ケースについて事例検討を行い、本プログラムの意義を考察した。

第6に、児童福祉施設における保護者との援助関係を維持するための臨床的アプローチについて、事例の検討をとおして考察した。

分担研究者氏名・所属施設及び所属施設における職名

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

武藤安子 横浜国立大学教授

A. 研究目的

児童虐待は、子どもの心身にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。とくに、虐待をする保護者への援助については、援助プログラム、またその体制とも不十分な状況にある。言うまでもなく、保護者への適切な援助がなされなければ、被虐待児童への対応も十分な意義をもちえない。したがって、保護者への援助方法の確立は現在もっとも求められている課題といえる。保護者への援助には、①心理的援助（心理療法、カウンセリングなど）、②家庭環境調整やその家庭が必要としている社会資源を利用できるようにするソーシャルワーク、③親子分離後の家族再統合（ペアレンティング）、が必要だと思われる。そこで、本研究においては、これらの研究課題に関して2つの分担研究班を組織し、検討を行う。

分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」（分担研究者：庄司順一）では、虐待により施設入所したケースの家族再統合に向けた保護者への援助に関して、児童相談所および児童福祉施設における保護者への援助のあり方、援助を進めるうえでのポイントについて検討を行う。

分担研究2「虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究」（分担研究者：武藤安子）では、主として、子どもとの関わりに悩み、自ら相談にきた保護者に対する民間相談機関での心理的援助のあり方について、援助フォーマット（支援プログラム）の開発とその効果の検証を行う。

B. 研究方法

上述の研究目的を達成するために、児童福祉学、臨床心理学、児童精神医学などの専門家および児童相談所職員、児童福祉施設職員、カウンセラーなどの関係者からなる研究チームを組織し、研究討議、調査研究、モデル研修の実施、援助フォーマット（支援プログラム）の開発とその実際例における発話分析、

事例検討などを行った。

C. 結果および考察

分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児の保護者への指導法の開発に関する研究」

（分担研究者：庄司順一）

虐待により施設入所したケースの家族再統合に向けた保護者への援助に関して、児童相談所および児童福祉施設における保護者への援助のあり方、援助を進めるうえでのポイントについて検討を行った。

1) 被虐待児童の保護者への援助のあり方を小児精神医学の立場から検討した。すなわち、子ども虐待への対応はいくつかの段階に分けて考えるのがふつうであり、初期対応につづく中期対応は家族再統合の準備期として位置づけられること、この時期に目指すものは、子どもの心の安定と、保護者の養育能力の回復であること、支援の方法論の構築が必要であり、ここではわが国の文化、風土にあった対応を考えなければならないこと、またこれまで中期対応に関するノウハウが乏しい現状から、手引き（ガイドライン）の作成が重要であること、さらには成功例、失敗例についてのデータベース作成が望まれることなどが指摘された。

2) 児童相談所に関しては、これまでの研究をもとに独自のアセスメントシートおよび援助プログラムモデルを開発し、これを大阪府の児童相談所の事例に適用し、その結果をふまえて研究班としてのアセスメントシートおよびプログラムモデルを作成した。

3) 児童福祉施設に関しては、平成14年度に示した保護者援助ガイドライン素案について、研究協力者が討議し、より具体化したガイドライン案を作成した。これは、入所（前）から退所（後）までの時系列にそったケースマネージメントのあり方と、節目の時期におけるアセスメントのポイントを具体的に示したものである。これを全国の児童養護施設および乳児院に送付し、必要性ならびに有用性を検討してもらうとともに、意見を求めた。こ

これらの意見をふまえて、「乳児院・児童養護施設等における被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン」を作成した。

4) 「ガイドライン」の作成に関連して、このようなガイドラインの必要性およびこのガイドラインの有用性について、送付した児童福祉施設の施設長および職員を対象に、調査を行った。その結果、これまで保護者援助ガイドラインを作成しているところはほとんどなく、本ガイドラインの必要性、有用性が強く示された。本ガイドラインに対する意見としては、「おおむねこれでよい」とする意見が多かったが、評価すべき項目をチェックリストの形にすることを希望する意見も比較的多くみられた。また、保護者への援助の重要性を認識しつつも、これが行われるためには人員の確保が重要であること、また児童相談所との連携が不可欠であることが強調された。

5) 保護者への具体的な援助プログラムであるコモンセンス・ペアレンティングに関しては、そのトレーナーの研修のあり方を検討した。

分担研究2「虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究」(分担研究者:武藤安子)

子どもとの関わりに悩み、自ら相談にきた保護者に対する民間相談機関での心理的援助のあり方を検討した。

1) 総論として、子ども虐待をどのようにとらえるかを論じた。ここでは、子ども虐待を「家族の中の暴力」としてとらえ、母親本人の言語と行為の双方に効果的にはたらきかけていく方法をグループ運営に意識的に導入することで、家族内暴力の一つとしての虐待が解決される端緒をつかめるのではないかと考えた。そして、認識と行為、グループと日常の親子関係、過去と現在を、いま・ここの集団(グループ)において新しく変容させていくための方法をフォーマット化し、プログラム化していく一つの試みとして分担研究2を行った。

2) 虐待に悩む親との臨床的アプローチによ

る援助のフォーマット(支援プログラム)として、「V-Aクロスプログラム」を提示した。これは、語ることを中心としたバーバルセッションVerbal session(マルチプルカウンセリング)と振る舞いながら気づくアクションメソッドセッションAction Method session(心理劇サイコドラマ)という異なる2つの方法を組み合わせて展開するプログラムであり、1クール10セッションで実施される。これまでの3年間で9クール、参加者26名(延べ68名)の活動を展開し、クール終了時卒業となったものは計8名であった。ここでは、第5クール終了時に参加者に求めたアンケートの結果から、参加者に成立した体験について考察した。

3) 「V-Aクロスプログラム」の効果を、バーバルセッションにおける発話分析により検討した。グループプロセスの発話内容の全体(1912のエピソード)の傾向を把握するために、47のカテゴリを抽出し、これを5つのテーマに分け、頻度を算出した。すなわち。「自分自身について」26.4%、「子どもとの関係について」22.9%、「夫・姑など家族との関係について」20.4%、「友人・社会における人間関係について」11.7%、「自分の生育過程について」8.9%、「いま・ここのグループについて」7.3%、「その他」2.4%であった。このグループが、いま・ここでの人間関係体験をベースにしなが、過去を振り返る機会の多彩な語りの場であることがうかがえた。

4) 「V-Aクロスプログラム」のアクションメソッドセッション(心理劇)の実際について論述した。ここでは、第3回、第6回のサイコドラマセッションの実際を経過にそって記述した。

5) 「V-Aクロスプログラム」に参加し、終了した2ケースについて事例検討を行い、本プログラムの意義を考察した。

6) 児童福祉施設における保護者との援助関係を維持するための臨床的アプローチについて、事例の検討をとおして考察した。

D. 結論

分担研究1では、親子分離を必要とするケースにおいて、とくに家族の再統合を目指した援助のあり方とその具体的なプログラムについて検討し、分担研究2では、虐待に自ら悩み、民間相談機関に來所した保護者を対象に、その心理治療過程の分析を行い、心理的援助のあり方を検討するというものであった。

本研究により、児童相談所、児童福祉施設等において、虐待をする保護者への援助、指導において、入所（前）から退所（後）にいたる時系列にそったケースマネジメントと節目の時期におけるアセスメントの重要性が明らかになるとともに、その方法論が明確に

なった。また親子関係再構築のための具体的な援助技法としてコモンセンス・ペアレンティングを提示した。

分担研究2では、自ら相談に來所した母親に対する民間相談機関での援助のあり方として、異なる臨床技法であるVerbal method（マルチプル・カウンセリング）とAction method（心理劇）を計画的に組み合わせて行う形態（V-A Cross Program）が、臨床的アプローチにおける援助のフォーマット（モデル）として有効であることが示された。

これらの研究により、虐待をする保護者への援助のあり方が明確になった。

平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究（H13-子ども-030）

主任研究者：庄司順一（日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長）

分担研究報告書

児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

分担研究者 庄司順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

研究要旨

深刻化する児童虐待において、今日、もっとも重要な課題は、虐待をする保護者への援助、指導の問題である。

分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」（分担研究者：庄司順一）では、平成13年度は、1)被虐待児童の保護者への支援のあり方を総論として論じるとともに、2)児童相談所職員へのヒアリング調査とこれまでに出版されている報告書の検討を行い、保護者への援助、指導の現状と課題を整理した。また3)児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）に対して質問紙調査、ヒアリング調査を実施し、被虐待児童の保護者への援助、指導の実態と課題を検討した。さらに4)先駆的に実施されている援助プログラムのいくつかを紹介した。平成14年度は、1)被虐待児童の保護者への援助のあり方を総論的に論じること、2)前年度の実態調査結果の再集計、3)前年度提示した児童相談所における保護者への指導法を実際の事例に適用し、実践的評価を試みること、4)乳児院・児童養護施設での保護者援助のプログラムとして「神戸少年の町」で実践しているコモンセンス・ペアレンティングの紹介、5)乳児院・児童養護施設における保護者への援助プログラム素案の提示、6)母子生活支援施設等における被虐待児童の実態調査、を行った。

平成15年度は、第1に、被虐待児童の保護者への援助のあり方を小児精神医学の立場から、総論として論じた。

第2に、児童相談所における保護者への援助、指導のあり方に関しては、先駆的に取り組んできた神奈川県および大阪府の取り組みを参考に、昨年度と同一の事例に対して当研究班で作成したアセスメントシートを用いて再アセスメントと、保護者援助プログラムモデル案による援助プログラムの策定を依頼し、その結果にもとづいてアセスメントシートと援助プログラムモデルを作成した。

第3に、児童福祉施設における保護者への援助に関して、「乳児院・児童養護施設等における被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン」を作成した。

第4に、乳児院、児童養護施設職員を対象に、この「ガイドライン」の必要性、有用性等についての調査を実施した。その結果、ガイドラインの必要性およびこのガイドラインの有用性が高い割合で示された。

第5に、保護者援助の施設における親子関係再構築に向けた具体的なプログラムとして児童養護施設神戸少年の町で実践をはじめたコモンセンス・ペアレンティングについて、ペアレント・トレーナーの研修および事例への適用を行った。

研究協力者

安倍計彦（北九州市子ども相談センター）・安治陽子（日本子ども家庭総合研究所）・伊藤嘉余子（日本社会事業大学大学院／日本子ども家庭総合研究所）・尾木まり（子どもの領域研究所）・奥山眞紀子（国立成育医療センター）・加藤曜子（流通科学大学）・金井 剛（横浜市中央児童相談所）・金沢直樹（横浜市南部児童相談所）・川崎二三彦（京都府京都児童相談所）・窪田道子（ドルカスベビーホーム）・才村 純（日本子ども家庭総合研究所）・佐川良江（全国社会福祉協議会）・櫻井奈津子（和泉短期大学）・澁谷昌史（日本子ども家庭総合研究所）・杉山登志郎（あいち小児保健医療総合センター）・鈴木 力（聖徳大学短期大学部）・鈴木祐子（二葉乳児院）・側垣一也（児童養護施設三光塾）・高橋良太（全国社会福祉協議会）・高村恵里（武蔵野市教育相談所）・津崎哲郎（大阪市中央児童相談所）・豊田伸一（川崎市健康福祉局）・西澤 哲（大阪大学大学院）・野口啓示（神戸少年の町）・野口婦美子（神戸少年の町）・ニツ山 亮（小松島子どもの家）・帆足英一（ほあし子どものこころクリニック）・前橋信和（大阪府富田林子ども家庭センター）・水谷暢子（浜松乳児院）・宮島 清（埼玉県熊谷児童相談所）・宮本信也（筑波大学）・山崎知克（都立大塚病院）・米沢普子（家庭養護促進協会神戸事務所）

A. 研究目的

児童虐待は、子どもの心身にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。虐待への対応において今日もっとも重要な課題は、虐待をする保護者への援助方法を確立することであろう。言うまでもなく、保護者への適切な援助、指導がなされなければ、被虐待児童への対応も十分な意義をもちえないからである。保護者への援助には、①心理的援助（心理療法、カウンセリングなど）、②家庭環境調整やその家庭が必要としている社会資源を利用できるようにするソーシャルワーク、③親子分離後の家族再統合（ペアレンティング）、が必要だと思われる。

本研究においては、とくにソーシャルワークとペアレンティングに焦点をあて、以下の研究を行う。

第1に、被虐待児童の保護者への援助のあり方について総論的な検討を行う。

第2に、児童相談所における保護者への援助、指導のあり方に関しては、当研究班で作成したアセスメントシートを用いて、先駆的に取り組んでいる大阪府の児童相談所に、昨年度と同一の事例に対して再アセスメントの実施と、保護者援助プログラム

モデル案による援助プログラムの策定を依頼し、その結果にもとづいてアセスメントシートと援助プログラムモデルの作成をめざす。

第3に、児童福祉施設における保護者への援助に関しては、「乳児院・児童養護施設等における被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン」（案）を作成し、これを全国の乳児院・児童養護施設の施設長および職員に検討をしてもらい、これをふまえて「ガイドライン」として完成する。

第4に、乳児院、児童養護施設職員を対象に、この「ガイドライン」の必要性、有用性等についての調査を実施する。

第5に、具体的な援助プログラムとして、昨年度紹介したコモンセンス・ペアレンティングについて、トレーナーの研修について検討を行う。

B. 研究方法

児童虐待に関わっている児童福祉・心理学・児童精神医学などの研究者および児童相談所や児童福祉施設の職員などからなる研究チームを組織し、研究討議、調査を行った。

C. 結果及び考察

研究1 子ども虐待への対応の新たな段階に向けて（宮本信也）

子ども虐待への対応は、初期対応、中期対応、長期対応、超長期対応といった、いくつかの段階に分けて考えるのがふつうである。子どもの心身の安全の確保と維持を目的とする初期対応につづいて、中期対応は家族再統合の準備期として位置づけられ、この時期に目指すものは、子どもの心の安定と、保護者の養育能力の回復である。長期対応は、親子の再統合の実現、超長期対応は、成人になった子どもの子育て支援を目的とする。

親子分離をし、施設に入所中の中期対応に関しては、その充実が求められる反面、体系的な方法論はまだ確立していない。したがって、子どもの心の安定と保護者の養育能力の回復をめざす方法論の構築が必要であり、そのさいわが国の文化、風土にあった対応を考えなければならないこと、また成功例、失敗例についてのデータベース作成が望まれること、そしてこれまで中期対応に関するノウハウが乏しい現状から、手引き（ガイドライン）の作成が重要であることが指摘された。

研究2 児童相談所における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究（才村 純ほか）

これまで、児童相談所における保護者への指導の先駆的な取り組みをしている大阪府、神奈川県での指導プログラムなどについて検討を行ってきたが、今年度は、大阪府の児童相談所において、これらのプログラムの実践的検討を行い、これらのプログラムの特徴と利点、課題について論じた。その結果をふまえ、保護者援助に関するアセスメントシートと援助プログラムモデルを開発、提示した。

研究3 児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助のためのガイドラインの作成（庄司順一ほか）

今年度は、昨年度のガイドライン素案をもとに、より実地的なガイドライン案を作成し、これを全国の乳児院・児童養護施設で検討してもらい、これをふまえて、「乳児院・児童養護施設等における被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン」を作成した。これは、入所（前）から退所（後）まで、時系列にそった保護者援助の考え方、それぞれの時点で考えるべきポイント、アセスメントに必要な具体的項目からなるものであり、児童福祉施設での保護者への援助のガイドラインとしてわが国ではじめて作成されたものである。

研究4 乳児院・児童養護施設における被虐待児童の保護者への援助に関する調査（尾木まりほか）

本研究の初年度（平成13年度）に実施した調査の追跡調査と、ガイドラインの有用性等に関する調査を行った。

平成14年度における施設退所ケースのうち、家庭復帰したのは乳児院57.6%、児童養護施設64.5%であり、そのうちの虐待ケースは、乳児院では家庭復帰ケースの12.5%（退所ケース全体の7.2%）、児童養護施設では家庭復帰ケースの31.4%（退所ケース全体の20.3%）であった。ただし、虐待ケースとして入所したケースがどのくらい家庭復帰に至るかは明らかではない。

保護者援助に関するガイドラインの必要性については、乳児院、児童養護施設とも、「必要である」「どちらかといえば必要である」を合わせるとほとんどすべての施設で認めていた。その理由としては、「これまで施設で独自に作成してこなかった」「参考にできるガイドラインがなかった」「個々のケースに対応できる一般的なガイドラインが必要」とするものが比較的多く指摘された。

ガイドラインの有用性、改善点については、7割強が「有用である」、約2割が「有用であるが、さらに改善が必要」という意見であった。

このように、本ガイドラインについて、高い必要性と有用性が指摘されたが、保護者への援助を実施するためには人員の確保と児童相談所との連携が重要であることも強調された。

研究5 ペアレント・トレーニングの実践報告（野口啓示）

保護者への具体的な援助プログラムとして、昨年度紹介したアメリカのボーズ・タウンで開発され、実施されているコモンセンス・ペアレンティングについて、今年度は専門職のトレーニングについて検討した。

D. 結論

これまでの研究をふまえ、今年度は、児童相談所および児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助のあり方、および具体的な援助方法について検討した。保護者への援助は決して容易な課題ではないが、施設における「被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン」を作成し、また具体的な援助プログラムを示した。さらに児童相談所におけるアセスメントシートと援助プログラムの開発を行った。

本研究により、児童相談所、児童福祉施設等において、虐待をする保護者への援助、指導のあり方が明確になり、虐待からの回復、分離した家族の再統合への支援の方法が明確になるであろう。

子ども虐待への対応の新たな段階に向けて

宮本信也

（筑波大学心身障害学系）

1. 子ども虐待への対応段階

子ども虐待への対応はいくつかの段階に分けて考えられるのが普通である（表1）。

初期対応は、早期発見に続いて子どもの心身の安全の確保と維持を行うことが目的であり、虐待の発見から時間を置かずに実行されなければならない対応である。初期対応には、時間をかけてはいけない、現時点の我が国において唯一強制的な対応（職権一時保護）が含まれる、という特徴がある。

中期対応は、虐待を受けていた子どもの心の安定の回復と保護者の養育状況の改善を目的として行われるものである。子どもと保護者、各々への個別的対応と、目的により集団的対応で実行される。

長期対応は、親子が再び一緒に生活できることを目指すものである。困難なことが少なくないが、忘れてはいけない対応である。

超長期対応とは、虐待を受けていた子どもが成長して自分自身の家族を持ったとき、その家族がうまく機能するように支援することである。特に、子育てにおいて、虐待の再現が起らないように支援することが重要である。現在のところ、我が国では、被虐待児と長期間接触を保ってきた個人（里親、養護施設職員や児童福祉行政職員など）により、ボランティア的に行われているのが実情であろう。

表1 子ども虐待への対応

1. 初期対応	子どもの心身の安全の確保と維持
2. 中期対応	子どもの心の安定の回復 保護者の養育能力の回復
3. 長期対応	親子の再統合の実現
4. 超長期対応	成人になった子どもの子育て支援

こうした4段階の対応の中で、早期発見・初期対応については、我が国においても、その方法論についての知識と経験が蓄積、整理されてきており、それを全国レベルに広める段階になってきている。このように、初期対応の方法論が確立されつつある段階になってきたこともあってか、今や、我が国の子ども虐待対応も、子どもと保護者、双方に対する個別の支援、つまりは、中期対応の充実が求められる段階になってきている。しかしながら、中期対応に関する体系だった方法論は、残念ながら、我が国においてはまだ確立していない。児童養護施設にいる子どもの過半数が被虐待児となった現在、この課題は、子ども虐待に関して解決しなければいけない緊急課題の一つということができる。

2. 中期対応とは

前述したように、中期対応が目指す主なものは、子どもの心の安定の回復と保護者の養育能力の回復の2つである。この2つの目的を達成することは、親子の再統合に向けての準備をすることになる。初期対応が中期対応のための前提条件を確保しているように、中期対応は長期対応のための条件を整えているのである。私たちが親子に関して最終的に目指すのは、やはり、両者の再統合であろう。それがどんなに困難であろうが、少なくともその試みはしなければならない。子どもが親から離されて生涯暮らすことは、その子どもにとって、どんな理由をつけようが決して真に幸せなことではないからである。中期対応は、この目標に向けての対応の第一歩となるものなのである。

3. 中期対応の対象

中期対応の対象は、人としては、子ども、保護者、その他の家族（きょうだいなど）である。前二者が中心となる。

一方、対象となる子どもや保護者が抱えている『問題』から見た場合、対処すべき課題は、「正常機能の向上」と「異常機能の改善」とまとめることができるであろう。前者は、子どもであれば、発達や学習の支援や年齢相応の活動の保障、自信や自尊心の回復、保護者であれば、育児に関する知識と技能の獲得、ということになるであろう。後者は、子どもであれば、不安・うつなどの精神症状や心的外傷後ストレス障害（PTSD）など特定の精神障害の治療、保護者であれば、人格障害などの精神障害の治療、ということになる。

対応を考えていく上で、重要なことは、自分たちが対応しようとしている対象は何なのかということ、常に意識しておくことである。さらに、自分たちが持っている知識、技能で対処できる範囲、あるいは、もっとも効果を上げられる範囲（対象）を、自分たちで知っておくことである。こうした事柄を自覚していると、支援する側、される側のどちらにとっても無理のない援助が行われることになり、無理のない援助は支援される側にとっても受け入れられやすく、また、長期間持続されやすいからである。

ところで、対応する「対象」（人や問題）が対応の困難程度によりあらかじめ整理されているならば、支援を行う人達にこのような認識がつきやすいと思われる。対応すべき「対象」について、その問題の対応困難度を評価する項目とその基準、有効な対応を行う上で必要な事柄等が説明された指針があるならば、対応方法そのものについての解説とはまた違った意味で、現場では大きく役に立つものとなるであろう。そして、そうした指針作成のために、中期対応の対象となる人や問題の特徴、困難性について検討する作業が必要となってくるものと思われる。

4. 支援方法論の検討

1) 方法論構築の必要性

早期発見、初期対応は、ケースワーク手法である程度対応が可能である。しかし、中期対応は、基本的には個別支援であり、問題をみんなで考え、みんなで対応していくという方法論とはかみ合いにくいところがある。中期対応が有効に実施されていくためには、個別支援の視点から見た方法論の検討が必要であろう。

方法論は、扱う対象によって異なってくる。

前述した問題から見た対象で考えるならば、「異常」な状態、つまりは、精神病理性がある状態は、専門的な係わりや治療が必要な状態であり、その対応を行う中心は専門機関（精神科医や臨床心理士などの専門家）となる。専門家は、それぞれの対応の方法論をすでに持っているので、この問題への対応について方法論をあらためて議論する必要はあまりないことになる。この問題に対しては、専門家以外の立場では、治療がうまく進むような間接的支援を行うことになる。例えば、治療費に関する福祉的支援を検討、仲介するなどである。

一方、「正常機能の向上」は、それぞれの立場で、ある程度直接的な支援を行うことが可能な対象である。このとき、対応についての方法論が必要になってくる。

些細なことでかんしゃくを起し暴れる子どもがいた場合、そうした状況自体は、その子どもが虐待を受けてきたことを考えるならば、虐待に対するある種の適応機制としてそうした行動スタイルを身につけてしまったと考えることができ、病的な異常状態と考えられないものが多いであろう。つまり、かんしゃくと乱暴は手を焼く行動ではあるが、病気ではなく、その意味で、専門家の対応も必ずしも有効ではない問題ということができる。保護者に関しても、3歳の子どものきちんとすることを要求し、そのことの不合理性に気がついていない状況が見られた場合、その保護者を異常であると判断することは普通はないであろう。しかしながら、実際の場合、子どもや

保護者への対応で困らせられるのは、こうした「病気」ではないが、大変な行動であることが多い。しかし、そうした問題は「病気」ではないため、対応について一定の決まった方法論がない場合が多く、人や職種によって対応が異なり、適切な対応がいつも行われるとは限らないことが少なくない。こうした問題への対応が、中期対応の重要なものの一つであることを考えるならば、こうした問題へ対応するための方法論の構築が必要なことが理解されるであろう。そして、そうした方法論こそが、中期対応そのものの方法論に他ならないことになるのである。

2) 中期対応のための方法論構築のために

中期対応のための方法論を構築するために、次のような作業を行うとよいのではないだろうか。

一つは、実際に行われてきた対応方法の検討であり、自分たちがそれまでやってきたやり方の有効な点、問題点を整理することである。具体的には、データベースを作成するのがよいと思われる。全国の児童相談所、保健所・保健センター、児童養護施設などを対象として、それぞれの機関における成功例、失敗例の事例を集計し、そこから成功、失敗の各々について共通項を抽出し、解析するのである。

二つめは、既存の対応方法の有効性に関するエビデンスの検討で、具体的には、子どもや保護者に身につけて欲しい事柄（「正常機能の向上」が目標であるから、このような表現になる）を効率よく身につけさせるための方法論に関する文献分析をし、どのような方法論がどのような問題に有効なのかを整理することである。この2つの作業により、対処する問題ごとに有効な方法論をまとめていけるであろう。なお、その際、目の前の問題への対応のための方法論（技法）と、子どもや保護者の心を成長させるための生活に根ざした方法論（支援方法）とを分けて整理するのがよいと思われる。

これら2つの作業を通して、対応方法についての実体験からと文献からの2種類のエビデンスを得ることができ、推測ではなく、実際に役に立

つ方法論を出していくことができるのではないかと思われる。

3) 日本に合った方法論で

中期対応は長期対応への橋渡しであり、親子の再統合の方向への準備をすることでもある。個別の関わりが中心ではあっても、それは、将来の親子像をイメージしてのものである必要があるであろう。

このとき、大切なことは、自分たちの文化・風土に合った親子のあり方を理解した上で、目標設定をしていくことであると思われる。なぜならば、親子のあり方、家族のあり方は文化・風土の影響を強く受けているものであり、そうした事柄を考慮しない目標や対応方法は、支援を受ける方と行う方の双方にとって無理があるものになっていく可能性が大きいからである。したがって、例えば、アメリカでの方法論をそのままに日本に導入しても、恐らくうまくいかないであろう。日本は日本の、あるいは、アジアはアジアの風土・文化に適した親子、家族のあり方を考慮した対応方針が考えられなければならないのではないだろうか。そうした地に足が着いた目標と対応方針であって初めて、我が国で無理なく広く実施されるようになっていくであろう。

我が国に合った方法論を考えていくために、前述した方法論自体の検討の他に、日本における親子、家族のあり方の変遷と現状についての検討を行う必要があるように思われる。この作業は、これまで児童虐待に係わってきた機関、職種だけで行うことは難しい。社会学、民法学、家族心理学、民俗学、文化人類学など、多彩な学問領域から成るプロジェクトチームを作り検討することが望ましいと思われる。

5. 中期対応のための手引きの必要性

我が国も中期対応を本格的に考えなければいけない時期になってきた。中期対応は、直截的には子どもや保護者の情緒の安定と意識・行動の変容を目指すものであり、極めて個別的な関わりが中心となる。つまり、中期対応の内容は、対象者

ごとに異なる個別的な部分がどうしても入ってくる人が多いであろう。この点で、中期対応はその内容をマニュアル化することには、ある程度の限界があることは確かであろう。しかし、一方では、基本的な考え方、有効性が期待できる方法論など、普遍的に示すことができる内容があることも確かである。

一方、中期対応に関するノウハウがほとんどない我が国では、現在、各機関における中期対応的な個別支援は、ほとんど試行錯誤で行われているのが現状であろう。このような現状を考えると、中期対応に関する手引きを示すことは、充実した適切な中期対応を広めていく上で極めて重要なことと思われる。そして、そうしたガイドラインを実際に作成するためには、前述したような作業を進めていけばよいのではないかと考えるのである。児童虐待への対応を持続的に検討している研究班に、そうした作業と中期対応のための手引きの作成を大いに期待するものである。

6. まとめ

我が国は、今、児童虐待について、その早期発見・初期対応のノウハウは確立しつつあり、中期対応の充実が望まれる段階になってきた。そこで、我が国における中期対応体制の確立のために、先ず、中期対応のための手引きの作成が望まれると考える。この中期対応のための手引き作成に向けて、以下のような課題・作業を、今後の研究班に期待したい。

- ①子ども、保護者への個別的係わりの成功例、失敗例のデータベース作成
- ②日本の文化・風土に合った親子・家族のあり方の検討
この検討には、児童虐待専門家の他、社会学者、民法学者、家族心理学者、民俗学者、文化人類学者など、家族を対象とする多彩な学問領域の専門家に加わってもらうことが必要である。
- ③対応する「対象」の対応困難性の整理
- ④行動問題へ対応するための方法論の構築

児童相談所における被虐待児の保護者への指導法の開発に関する研究

才村 純（日本子ども家庭総合研究所）・庄司順一（日本子ども家庭総合研究所）・
澁谷昌史（日本子ども家庭総合研究所）・伊藤嘉余子（日本社会事業大学大学院）・
山本善造（大阪府中央子ども家庭センター）・前橋信和（関西学院大学）

1. 研究の目的

親子関係の再構築、家族機能の再生を図るための保護者援助の重要性が叫ばれているが、そのためのノウハウは確立されているとはいえず、一部の児童相談所や児童福祉施設等において試行錯誤が重ねられているに過ぎない。現在、国会で審議されている「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」においても、国及び地方公共団体は、保護者の指導及び支援のあり方等について、調査研究及び検証を行うものとする規定されるなど、そのノウハウの確立が喫緊の課題となっている。

このため、本研究では、児童相談所における保護者援助に資するためのアセスメントシートおよびプログラムシートの開発を目的に調査を研究行った。

2. 研究の方法

平成13年度には、大阪府、神奈川県、横浜市、北九州市等、援助プログラムの確立に向け先駆的な研究や取り組みを行っている児童相談所職員を対象に、取り組み状況等についてヒアリングを行うとともに、これら自治体の内、大阪府、神奈川県、北九州市がそれぞれ作成している保護者援助のあり方に関する報告書を踏まえ、課題整理を行った。

平成14年度には、大阪府の各児童相談所及び北九州市児童相談所において、13年度

の研究で比較・考察の対象とした神奈川県のアセスメントツール（①家族支援のためのチェックリスト、②家族評価シート、③レーダーチャート）及び、大阪府、北九州市の具体的な援助手法（大阪府：スケジュールチャート、北九州市：ポイント方式）等を実際の事例に適用してもらい、事例の概要および意見・感想を求めるとともに、補足的にヒアリング調査を実施した。

今年度は、大阪府子ども家庭センターの協力を得て、次のような作業を行った。

① 改訂版アセスメントシートを活用したアセスメント

昨年度に本研究の一環としてアセスメントを行った事例（18事例）について、意見等を踏まえて改訂したアセスメントシート（在宅援助のためのアセスメントシート、家庭復帰アセスメントシート）を活用して、昨年4月に遡及してアセスメントしなおすとともに、平成16年1月の状況を再アセスメントを行うこととした。

なお、引継ぎケースのために保護者と面接していない、ケースが終結となっているなどの理由でアセスメントが不可能な場合は、新たなケースについてアセスメントを行った。この場合は、昨年4月時点でのアセスメントは行わず、平成16年1月の状況に対するアセスメントのみを行った。

また、「在宅援助のためのアセスメントシート」、「家庭復帰アセスメントシート」の

いずれを活用するかは、アセスメント時点での措置状況に応じて判断することとした。

② プログラムシートを活用した援助プログラムの策定

①でアセスメントを行った事例について、神奈川県が考案したプログラムシート「被虐待児童と保護者のための在宅援助プログラム」「被虐待児童のための家庭復帰援助プログラム」を活用して援助プログラムを策定した。プログラムは平成16年1月の状況に対するアセスメントを踏まえ、次回アセスメントまでをプログラム策定期間として設定した。

なお、今回策定するプログラムは実践につなげるものではなく、あくまでプログラムシートの開発を目的としたものであるため、プログラム策定に際しては、現実の制約にとらわれず、本来あるべき援助体制、援助方法を記入するようにした。つまり、「多忙でそこまで出来ない」と思われても、あくまでどのような援助体制、援助方法であるべきかを考慮して策定することとした。

③ 「援助モデル実践報告書」の記入とヒアリング

使用したアセスメントシートや援助プログラムシートについて、意見や感想を「援助モデル実践報告書」（平成14年度調査に準じたものを使用）により平成16年2月末を期限に報告してもらうとともに、記入者へのヒアリング調査を行い、詳細な意見等を聴取した。

なお、調査に際しては、事前に各児童相談所の管理職を対象とした説明会を開催し、研究の趣旨、方法等について説明を行い、

了解を求めた。

3. 研究の結果

「援助モデル実践報告書」および調査に協力してもらった職員へのヒアリング等を踏まえ、以下に記載の援助ツールを考案した。援助ツールは、親子分離措置がとられたケースの「家庭復帰のためのアセスメントシート」（図1）と「家庭復帰援助プログラム」（図2）、在宅指導ケースの「在宅援助のためのアセスメントシート」（図3）と「在宅援助プログラム」（図4）の4つで構成されている。このうち、アセスメントシートは、援助モデル実践報告書および協力者のヒアリングにより出された以下の主な意見を踏まえ、大阪府が開発したものをベースに調査協力者の意見等を踏まえ一部を改変した。また、記入要領も大阪府が作成したものをベースにしている。

- ・神奈川のアセスメントシートは緻密で、項目間の重みづけが図られているため、より客観的で適切なアセスメントに資するものと思われるが、特に「家族評価ワークシート」への記入にかなりの時間がかかり、多忙な業務の中でこれを行うのは相当な負担である。
- ・記入およびケースの進捗状況の変化の把握が簡便であるものが望まれる。

プログラムシートは、神奈川県のもをベースに調査協力者の意見等を踏まえ一部を改変した。

なお、平成16年1月にいわゆる「岸和田事件」が社会的事件となり、これを契機に協力を依頼していた大阪府子ども家庭センターにおける虐待相談件数が激増し、職員はこれらへの対応に忙殺されることになっ

たため、適用事例数は8件と大幅に縮減せざるを得なかった。

4. 援助のためのツール

(1) 親子分離ケースにおける援助の流れ

リスクアセスメントの結果等を踏まえ、親子分離措置がとられたケースについては、親子再統合のための援助が行われるが、このための援助ツールが「家庭復帰のためのアセスメントシート」と「家庭復帰援助プログラム」である(図5「児童相談所における保護者援助フロー図」参照)。

まず親子分離を行った時点で「家庭復帰のためのアセスメントシート」により子どもや保護者および双方の関係等についてのアセスメントを行う。援助の最終目標は親子関係の再統合と子どもの家庭復帰にあるが、このアセスメントを踏まえ、当面の援助目標が設定される。すなわち、「家庭復帰のためのアセスメントシート」において、「いいえ」がついた項目を援助の最優先課題とするのである。例えば、虐待者の「虐待を認めている」「反省している」で「いいえ」がついていたとすれば、保護者の虐待認知を援助の最優先課題として、援助に取り組むことになる。複数の項目に「いいえ」がついている場合が少なくないと考えられるが、この場合は総合的に判断して援助目標が設定される。そして、当面の援助目標を達成するには、どのような援助手法と援助体制で臨むかを検討し、これを「家庭復帰援助プログラム」に落とし込むのである。したがって、「家庭復帰援助プログラム」には当面の援助目標を達成するために必要な期間におけるプログラムを記載することになる。なお、援助目標はいきなり遠

大なものを設定するのは避け、可能と思われるものからステップバイステップで進めるようにする。

援助プログラムに沿って援助が進められ、当面の援助目標が達成されたと判断された場合のほか、再アセスメント実施時期を迎えた場合、さらに、援助目標がなかなか達成できず援助体制の見直しが必要になった場合などには再アセスメントにより新たな援助目標が設定され、援助プログラムが更新されることになる。

援助が功を奏し、家庭復帰が可能と判断された場合には、措置停止を経て措置解除が行われることになるが、家庭復帰後も一定期間フォローアップを行う必要がある。フォローアップは「在宅援助のためのアセスメントシート」と「在宅援助プログラム」に基づいて行われることになる。

なお、家庭復帰を決定する手順としては、家庭復帰のためのアセスメントによるアセスメントに加え、施設や関係機関の意見を聴取するとともに、必要に応じ児童福祉審議会の意見を聴取し、最終的には児童相談所における処遇検討会議において決定する。

(2) 在宅援助ケースにおける援助の流れ

リスクアセスメントの末、在宅指導が選択されたり、前述の家庭復帰後のフォローアップを行う等の場合は、「在宅援助のためのアセスメントシート」と「在宅援助プログラム」がツールとなる。「在宅援助のためのアセスメントシート」を用いてアセスメントを行い、当面の援助目標を設定し、これを達成するためのプログラムを「在宅援助プログラム」に記入する。目標設定等の

方法は、家庭復帰援助のものと変わるところはない。

(3) アセスメントシートの記入要領

① アセスメントシートの記入要領

アセスメントシートには、家庭復帰のためのものと在宅援助のためのものがあるが、多くの項目が共通しているので、以下「家庭復帰のためのアセスメントシート」記入要領について述べる。

このシートは、親子分離されている被虐待児の家庭復帰（措置解除）に当たってチェック（留意）すべき項目をリストアップしたものである。先に述べた要領によって、アセスメントを行うことにより当面の援助目標が明確になるとともに、アセスメントを重ねることにより、改善されつつある項目、クリアできていない項目等が明確になる。

なお、チェックリストの全項目をクリアしないと措置解除してはいけないというものではなく、項目によっては十分達成できていないものであっても、家庭復帰後の援助体制、援助方法等により虐待の再発を防止できる見通しがあれば、処遇検討会議等において検討の上、措置解除という判断はあり得る。

なお、記入に当たっては、客観性を確保するとともに、認識の共有化を図るため、複数職員や他の関係機関職員とともに作業することが望ましい。

〔児童〕

虐待者への恐怖感が消失又は軽減し、保護者と安定して向かいあえるようになっていくこと。面会・外泊時に抑制的な言動が見られたり、保護者が帰った後や帰園後に

不安定な状態が見られる場合は家庭復帰を決断すべきではない。また、対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること。さらに、虐待が再発した場合、自ら援助を求めることができること。この場合、単に年齢が高いから虐待状況を回避できるだろうといった予断は戒められなければならない。

7. 家庭復帰の希望

家庭復帰を望んでいる。

/乳幼児の場合は観察に基づき判断する。判断できないときは「不明」に○をつける。

施設生活に不満があったり、保護者の心情を察して内心に反して「家に帰りたい」と言うなど、真の意味で家庭復帰を望んでいない場合は、「はい」に●をつけ、区別できるようにしておく。

4. 虐待者への感情

親への恐怖心が消失し、気持ちの整理ができていく。

/保護者に対する態度、行動はどうか。保護者のいる場面といない場面で表情や行動に違いがないかを観察に基づき記入する。

5. 児童の問題行動

児童の生活態度や問題行動が改善している。

/保護者をいらだたせる要因（学業成績、性格・行動、きょうだいとの葛藤、習癖、アレルギー、病気等）はどうか。

6. 援助を求める能力

再度虐待を受けた場合、自ら援助を求めることができる。

/単に年齢が高いから援助を求める能

力があると判断しない。

〔虐待者〕

家庭復帰が可能と判断できるには、保護者が虐待の事実を認識し、虐待に及んだことを認めている、虐待の原因について理解し、解消への努力がなされた、また、子どもへの認知が修正され、子どもの立場を理解し適切に対応できるようになっている、子どもへの感情が肯定的になっており、怒り等の感情のコントロールができ、虐待に至ることはなく、子育ての不安・緊張が解消し安定していること等が求められる。

さらに、児童相談所や関係機関からの援助を保護者が受け入れられるようになっている。特に、家庭引き取り後も在宅指導を実施することについて理解している必要がある。

7. 引き取りの希望

家庭引き取りを希望している。

／一方的な引き取り要求や、施設との関係悪化などから引き取りを要求するなど、真の意味での引き取り希望でない場合は「はい」に●をつけ区別できるようにしておく。

イ. 児童への感情

児童に対し肯定的感情を持っている。

／言葉かけ等関わりはどうか。子どもへの衝動（怒り）がコントロールできているか。

ウ. 心的外傷の理解

虐待行為による児童への心的外傷を理解している。

／児童福祉司や心理職による虐待発生等のメカニズムやその結果についての説

明に納得しているか。

エ. 虐待を認めている。

態度や行為が虐待に当たることを認めている。

／保護者がとった態度や行為は不適切で児童を傷つけるものであり、虐待に当たることを認めている。

オ. 反省している

虐待したことを心から反省している。

／虐待原因、結果の理解に立った反省ができており、「もうしない」との断言に合理的根拠がある。「もうしない」という発言だけで反省していると判断するのは危険である。

カ. 保護者の問題

保護者の生活態度や問題行動が改善している。

／健康管理ができています、通院や投薬をきちんと受けている、精神的に安定しているなど。アルコール等の問題の有無

キ. 児童の理解

性格・行動、精神的・身体的発達の状況、心理的状态の理解ができています。

／発育や言語の遅れ、乱暴や落ち着きのなさ等の行動上の問題、いじめやいじめられ等の対人関係、万引きや家出等の反社会的行動等、児童の問題を理解している。

ク. 保護者の自覚

保護者としての自覚を持てるようになっている。

／子どもを人格ある存在として認め、愛情をもって養育にあたるものであるとの認識がある。

ケ. 養育知識・技術

具体的な養育知識や養育技術を取得し